

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2995号)

令和5年5月24日

横 情 審 答 申 第 2995号
令 和 5 年 5 月 24日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年8月3日瀬生第509号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月1日付で行った「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

相談者氏名、薬局対応者、勤務日・勤務時間等及び兼務許可は、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

取扱い処方せん数は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより、薬局間の実績比較が可能となる。各薬局の経営方針等、営業上のノウハウに繋がる情報であり、事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

相談の内容については、開示することにより、当該法人の名誉、社会的評価を損ね、当該法人に対し不利益となるおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

(3) 旧条例第7条第2項第6号アの該当性について

調査結果、指導事項、監視事項が推測できる情報は、横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）の是正指導業務に関する情報であって、開示することにより、当該者又は当該者以外の者が、法等に基づき横浜市が薬局等に対して行う是正指導対応の傾向を把握できることとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号アに該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の非開示にした薬局対応者、立入検査結果、指摘、改善指示事項及び当該薬局から徴収した報告書の薬剤室周辺の構造設備に関して開示を求める。
- (2) 薬局対応者は、管理薬剤師、その他薬剤師、登録販売者の列記があるが、立入検査の真正性を担保する上から、明示が必要である。

実施機関が責任者の立会いを行わせるのは慣行となっており、特定薬局について、立入検査の対応者は管理者でなければ立入検査における法執行の有効性は担保できず、その真正性がないことになる。実施機関がこの薬局対応者を非公開とすることは、到底理解しがたい決定であると指摘する。
- (3) 調剤室周辺は、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）及び横浜市薬局開設許可要件への抵触の疑いがあり、その結果の内容の開示を求める。
- (4) 特定薬局が審査基準あるいは指導基準を満たしていないのは明らかであるから、何らの指摘及び改善指示がないのは実施機関での立入検査に疑いを生じうる事態である。
- (5) 審査請求人は、医薬品の貯蔵に関して所管の担当機関に通報し、既に改善回答書を徴収し解決している。本来であれば、生活衛生課の薬事監視員の責務であり、放置あるいは黙認していることに問題がある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2

項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。

横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、生活衛生課が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査（以下「立入検査等」という。）に係る相談受付・整理票とその添付文書である薬事監視票である。

相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談の内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されている。また、薬事監視票には、許可番号、名称、薬局管理者の氏名、勤務日・勤務時間等及び兼務許可等の特定法人特定薬局に係る情報並びに監視項目及び根拠条文等の立入検査等に係る項目が記載され、「その他薬剤師及び登録販売者」の氏名、資格等が記載された名簿が添付されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、薬局管理者の勤務日・勤務時間等及び兼務許可を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、取扱い処方せん数及び相談の内容を同項第3号アに該当するとして、調査の内容、監視項目等の調査結果並びに指導事項及び監視事項が推測できる情報を同項第6号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において「対象文書の非開示にした薬局対応者、立入検査結果、指摘、改善指示事項、当該薬局から徴収した報告書の薬剤室周辺の構造設備に関して」開示を求めているので、これらの情報について、以下検討す

る。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

もつとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 薬局対応者の氏名は、生活衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名であるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第6号アの該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについて、開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、相談受付・整理票の「センターの対応（調査・指導内容等）」欄には立入検査等に係る調査の結果及び当該結果に基づく特定法人特定薬局の設備の配置等についての指導内容が記載され、薬事監視票には立入検査等をした監視項目に監視員が記号を付していることが認められた。

これらの部分は、審査請求人が開示を求める情報であると考えられるが、当該情報が公になることで、実施機関が薬局に対して行う立入検査の検査方法や改善指示の傾向を把握できることとなる。そうすると、薬局が指摘を免れるために不当な対策を行うことを容易にするなどして、立入検査に係る事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの部分は本号アに該当する。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年8月3日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年9月9日	・審査請求人から意見書を受理
令和3年9月16日 (第273回第三部会) 令和3年9月22日 (第405回第二部会) 令和3年9月28日 (第353回第一部会)	・諮問の報告
令和5年2月22日 (第432回第二部会)	・審議
令和5年3月8日 (第433回第二部会)	・審議
令和5年3月22日 (第434回第二部会)	・審議
令和5年4月12日 (第435回第二部会)	・審議